



2005
No. 1

The Natural Science Publishers' Association of Japan

自然科学書協会会報

発行人・志村 幸雄
編集・広報委員会
発行・2005年1月15日

社団法人 自然科学書協会
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-101 文化産業信用組合内 TEL03-3292-8281
URL: //www.nspa.or.jp

専門書の復権を目指して

— 新年のご挨拶に代えて —

理事長 志村 幸雄

明けましておめでとうございます。会員各位におかれては、本年もまた当協会の活動に一層のご理解とご支援を賜りたく心よりお願い申し上げます。

昨年の出版業界は、書籍部門の伸びが雑誌部門の不調をカバーして辛うじて7年連続のマイナス成長から抜け出したようです。8年ぶりの反転ですから大いに喜んでいいように思われますが、出版科学研究所の分析では、「ハリポタ」や一部文学賞受賞作品の売れ足が良かっただけで、専門書については依然長期低迷状態から脱却していないようです。

専門書が売れない理由を他動的要因にする弊は避けなければなりません。全国大学生協連合会の調べでは、大学生（自宅生）の全支出に占める書籍代の比率が1965年の22.1%から75年12.8%、85年7.0%、95年5.0%と下降線をたどり、03年には3.7%まで落ち込んでいます。1日の読書時間も調査開始時の73年には99分だったのが、97年には31分にまで減っています。それ以降の調査がないのは、30分割れを恐れたから、というのではブラックユーモアという他はありません。出版界で読書推進運動といえば児童書が通り相場ですが、自然科学書のような専門書にもその必要性が高まっているようです。

こうした背景には、デジタル媒体による代替に始まって、若者の理数科離れ現象に至るまで様々な理由が指摘されていますが、科学



技術創造立国を目指す日本にとってそのインフラ的役割を果たす自然科学書の重要性は大きくなりこそすれ小さくなることはありません。この上は、隗より始めよで、専門書出版の原点に立ち返った、理念と創造性あふれる真摯な取り組みこそが肝要と思われれます。

専門書は売れなくなったのではなく、売る工夫が足りないという声にも耳を傾けるべきです。昨年末の会員集会で三好勇治大阪屋社長は「会員社72社のうち37社は当社での取扱高を増やしている」と指摘し、悲観論に釘を刺しました。また、最近、ノーベル物理学賞受賞者の江崎玲於奈氏から頂戴した私信には「若い人を鼓舞するような本を出して欲しい」とありました。出版界の危機を叫ぶ前に、私どもにはもっと為すべき役割が残されているということです。

出版界を取り巻く問題には、出版者の権利法制化問題、著作権法改正問題、違法コピー問題、ポイントカード問題など挙げていけばキリがありませんが、短期的な課題としてぜひとも取り組まなければならないのは、消費

税引き上げ時における軽減税率の適用です。政府税調ではすでに07年度からの引き上げを想定し、またその可能性も一段と高まっていますが、私ども専門書の場合は高価格帯の商品が多いだけに税率がこれ以上高まるとその絶対額も膨らみ、売れ行きの阻害要因になりかねません。現時点では食料品に対する適用が論議の対象になっているようですが、文化国家と自他ともに任ずる欧州各国では、著作物に対しても一部の例外を除いて等しく低減税率（ないしゼロ税率）が適用されています。世界に向けて「書国日本」をアピールしていくためにも、ここは現在の税率に踏みとどめたいものです。

終わりに、当協会にとって今年は役員改選の年、来年は創立60周年の節目となります。詳細は別稿に譲りますが、多くの先輩たちによって営々と育まれてきた夢や理念を引き継ぐためにも、委員会活動はもとより研修会、広報活動などを活発にしていけることが当面の課題と考えています。

自然科学書協会60周年記念行事 開催について

専務理事 本郷 允彦

当協会は昭和21年11月に設立され、平成18年(2006)には創立60周年を迎えることとなります。この間、昭和26年9月には出版団体としては、初めて文部省(現在の文部科学省)から社団法人の認可を受け、科学技術の啓蒙と発展のため積極的に活動を展開してきたことは周知の通りです。協会加盟出版社も設立当初は40社に満たない会員社数でしたが、現在では加盟71社を数える出版団体に発展してまいりました。

平成8年に50周年を迎え記念式典を開催してから、早いものですでに10年が経過しました。協会では、この60年の歩みを会員の皆様と一緒に祝いたいとの考えから、志村理事長を委員長とした「創立60周年記念特別委員会」を立ち上げ、総務委員会を中心として記念行事の内容について検討しております。この先、

開催日時・場所など決めなければならないことが多々ありますが、その内容の一つとして『この10年の歩み』(仮題)と題した記念誌を発行するべく検討しております。この10年の大半は出版不況との闘いであり明るい材料が少ないのが現状ですが、会員の皆様でこの10年間の貴重な資料等がありましたら協会までご提供いただければ幸いです。この他にも、時代に即した記念講演会も開催できればと考えております。委員会では皆様の貴重なご意見をいただきながら、多数の会員社が参加できる式典にするため今後も検討を進めてまいります。

最後になりましたが、今年は「酉年」、出版界が昨年にして高く羽ばたけるよう祈念して年頭の挨拶とさせていただきます。

著作権法の改正要望について

理事 金原 優

著作権法は我々出版社にとって最も重要な法律であり、出版は著作権法の上に成り立っていると言っても過言ではありません。特に自然科学書は領域が細分化され、それぞれ専門性が高く、限定された情報が特定の研究者に利用されるという基本的な使命と宿命の上に成り立っていることから出版物の複写利用が多く、著者と出版社の権利の保護と利益の確保が重要な課題となっています。自然科学書の利用はそのほぼ100%が学術研究目的であり、公共目的を達成するための手段として利用されることが多く、ともすれば著作権法における権利者の権利制限規程に該当し、公共の利益が優先してしまうことがあります。しかし、これでは私企業である専門書出版社は経営的には成り立ちません。

昨年、文化庁は広く一般から著作権法改正についての要望を受け付けました。勿論当協会も権利者あるいは権利者団体として現在の著作権法上の不都合と考えられる項目について改正の要望書を提出しましたが、同時に著作物の利用者である各団体からもまったく逆の立場としての著作権法改正要望書が提出さ

れています。

当協会ならびに関連団体が提出した著作権法改正についての要望項目とその趣旨は、以下の通りです。いずれも出版者としての権利を守るために必要な項目です。

1. 出版者に対する著作隣接権者としての権利を新設すること

著作物を出版物の形で読者に提供するために不可欠である編集・校正、印刷、流通を出版者が行っていることに対する権利を創設し、出版物の様々な利用に出版者が法的に対応することを可能にする必要がある。

2. 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器によって出版物から著作物が複製される場合について、著作権法第30条の権利制限規程の対象から除外すること

著作権法第30条第1項第1号における私的複製においては本来、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合は権利制限規程の対象から除外されているが、著作権法附則第5条の2によって当分の間この規定は適用されないことになっている。しかし、同附則は複写に関する集中的権利処理機構が設立されるまでの期間の暫定的なものであり（社）日本複写権センターによって複写に関する集中的権利処理が開始されている現在、この措置は不要であり、同附則は廃止されるべきものである。

3. 図書館が行うことができるとされている複製のうち、利用者が商業目的・営利目的の「調査研究」を目的として複製を求めた場合をその対象から除外すること

一般に企業、団体等が著作物を複製することは著作権者の許諾が必要であるが、図書館においてこれらの利用者に複製物を提供することができるのは同じ複製でありながら整合性を欠いている。ヨーロッパ連合（EU）も2001年に営利目的利用の複写は著作権者の権

利制限規定から除外することが適当であるとして加盟各国へ指令（Directive）を出しており、現在EU各国はそれぞれ著作権法の改正を行っている。日本も世界的な流れに従うことが必要である。

4. 図書館における複製に対する補償金制度を新設すること

著作権法第31条が適用となる公共図書館、大学図書館等における図書館資料の複製は年間を通して膨大な量になっているが、図書館の公共的な使命、また利用程度の差はあるとしても著作権者の権利と利益を侵害していることには変わりがない。図書館における複製は利用者による購入の代替としての要素もあり、著作権者等への補償金を義務付けることが適当である。

5. 学校等の教育機関における複製に対する補償金制度を新設すること

昨年1月施行の改正著作権法によって学校等の教育機関でこれまでの「教育を担任する者」に加えて「授業を受ける者」自らが著作物を許諾なしで複製することが可能となった。今後、さらに社会教育の充実を図っていく上で、また教育という公共目的利用の場面で著作物の利用が増大していくことが予想される。教育目的利用における著作権者の権利制限を否定するものではないが、複製利用であっても権利の侵害には他ならないことから一定の補償金を権利者に対して支払う仕組みを確立すべきである。

6. 図書館における複製が提供できる範囲を図書館内の利用者限定すること

現在多くの図書館においては非来館者からの電話、ファックス、インターネット等による図書館への依頼に基づき図書館資料の複製物を提供している。図書館における複製は本来閲覧が前提であり、閲覧の上に必要となる書写の代替としての複製という基本に立ち返り、図書館における複製は図書館内の利用者限定することを明確にする必要がある。

以上、いずれも出版社にとっては重要な問題で早急に法改正が行われるべき事項であります。1. の出版社の権利問題についてはすでに平成2年の著作権審議会第8小委員会で審議済みの事項であることはご承知とと思います。その後、出版界は関係機関、特に利用者団体である経団連と法改正について協議しなければならないこととなっていました。経団連は法改正に現在のところ同意していません。全く別の問題ですが、日本複写権センター(JRRC)は近々使用料規程の改定について経団連と話し合いを持たなければならないことになっており、現在大幅改訂中の使用料規程についての経団連との協議は難航することが予想されます。

JRRCをめぐる現状と問題点についてはまた別の機会にご紹介しますが、このような状況で出版者の権利問題を経団連と協議してもとてもまとまる見込みは立ちません。現在出版界が展開している「出版者の権利創設」問題は裏返せば「出版者には現在権利がない」と一部の権利者には理解されており、実際にはそのようなことはないのですが問題を正確に理解されないという危険性があります。1. の問題はそのことも含めて書協で今後の見直しも含め、慎重に検討を開始します。

一方で他の団体、特に利用者側が提出している改正要望にも様々なものがありますが、特に自然科学書にとって影響が大きいものについて補足しておきたいと思います。理工学系、医学系の出版物を多く利用する団体からは特に以下の2点について要望が提出されています。

1. 特許の出願手続その他行政手続に関して必要となる著作物の複製利用を権利制限規程の対象とすること

特許の出願書類に添付する参考文献の複写、あるいは特許庁による特許の出願拒否理由通知で引用された文献の複写を出願者が権利者に許諾を得ることなく自由に複製することを含み、全ての行政手続に必要な著作物について手続を行う者が自由に複製利用できる

ようにして欲しい。

2. 薬事法によって義務付けられている製薬会社の情報提供の際の著作物の複製利用を権利制限規程の対象とすること
薬事法によって、製薬会社は医療従事者から情報提供を求められた場合それに応じなければならないとされているが、その情報の多くは医薬品の臨床応用例、副作用例とそれに対する対応策であり、それらは医学専門雑誌に掲載された文献によって提供されている。医薬品に係る情報は患者の生命と安全に関わる公共的使命を持ったものであり、製薬会社は事前に許諾を得ることなく複製利用できるようにすることが必要である。

特許申請手続における複製、あるいは特許出願拒絶の場合の根拠となる文献の複製は、それによって利益を得ることになる当事者が一般には営利目的の私企業である以上、権利制限の対象とすることは適当ではありません。特許が認められれば、あるいは拒絶された場合であっても、それに対する対応策を考え、再度手続を踏めばそこから得られる権利とその権利が生み出す果実は私企業に帰属するものになります。

このことは製薬企業が厚生労働省に対する行政手続として行う新薬の申請、あるいは薬事法に基づく薬務行政に必要な文献の複製に関しても、これらの手続が営利目的の製薬企業の権利と利益に還元されることを考えれば全く同様のことが言えます。

特許法における特許ならびに薬事法における医薬品に係る手続は行政目的ではありますが、その手続は、それらの権利を確保すること、またそれらの権利の上に製造される商品としての安全性、確実性を確保するものとして国が制度として作り上げたものであり、最終的にはそれぞれの企業に利益をもたらすことを目的とするものです。これらの複製は私企業である利用者が、権利者から許諾を得、必要とされる使用料を払った上で利用すべきものであると考えます。